

2020年6月24日

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴うガス料金の特別措置の追加対応について

東邦液化ガス株式会社（社長：石原克典）は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえ、以下のとおり特別措置の支払期限日の延長および対象月の拡大を行うことといたします。

記

1. 適用対象

- 新型コロナウイルス感染症の拡大の影響を受けて、生活福祉資金貸付制度^{※1}の「緊急小口資金・総合支援資金」の貸付を受けたお客さま等で、ガス料金の支払いの延期を当社にお申し出いただき、一時的にお支払いが困難だと当社が判断したお客さま

2. 特別措置の内容

- 当社とガスの契約を締結しているお客さまについて、2020年2月分（支払期限日^{※2}が3月25日以降のもの）、3月分および4月分の各ガス料金の支払期限日をそれぞれ4か月間延長いたします。
[従来は3か月間延長]
- 2020年5月分のガス料金の支払期限日を3か月間延長いたします。[従来は2か月間延長]
- 2020年6月分のガス料金の支払期限日を2か月間延長いたします。[従来は1か月間延長]
- 2020年7月分のガス料金の支払期限日を1か月間延長いたします。[新たに対象]

(注)既に支払期限日の延長をお申し出いただいたお客さまは、自動的に延長いたします。

3. お問い合わせ先

お問合せ先：東邦液化ガスの各営業所へお問合せください
受付時間：平日9時～17時40分（土日祝日除く）

※1 生活福祉資金貸付制度

各都道府県社会福祉協議会が、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、休業や失業等により生活費の貸付が必要な世帯等に対して、生活費等の必要な資金の貸付け等を行う制度。

※2 支払期限日

支払義務発生日の翌日から50日目をいいます。

以上

本件に関する報道機関からの問合せ先

東邦液化ガス株式会社 総務部 052-882-3754